

第 号
年 月 日

様

地方局長

住居確保給付金支給決定通知書（期間（再）延長）

年 月 日付で申請された住居確保給付金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 支給額 月額 円
- 2 支給期間 年 月（ 年 月家賃相当分）から
年 月（ 年 月家賃相当分）まで
- 3 支給方法 ☐ 住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込むことにより、支給決定者に対する支給とする。
☐ 支給決定者においてクレジットカードや納付書を使用する方法又は家賃債務保証業者が当該支給決定者に代わって賃料の支払いに係る債務の弁済を行う方法により、に支払われること、賃料が確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者を支払われることを条件として支給決定者に支給する。
- 4 支給対象となる住居 名称
所在地

(注意事項)

- 1 本給付金の受給期間中、次の①から③までの求職活動等を怠る場合、又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を拒否する場合には、支給を中止することがあります。
 - ・ 公共職業安定所等での求職活動を行う申請者
 - ① 毎月 4 回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
 - ② 毎月 2 回以上、公共職業安定所で職業相談を受けること
 - ③ 原則週 1 回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること
 - ・ 則第 3 条第 2 号に基づく申請者のうち給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると十分見込まれるものと都道府県等が認める者
 - ① 毎月 4 回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
 - ② 原則月 1 回以上、経営相談先へ面談等の支援を受ける
 - ③ 経営相談先の指導助言等の下、自立に向けた活動計画を作成し、当該計画に基づく活動を行う
- 2 本給付金の受給期間中に就職した場合には、「常用就職届(様式 6)」を提出してください。
- 3 常用就職している受給者及び生活困窮者自立支援法施行規則第 3 条第 2 号に該当する者については、収入額を確認することができる書類を、毎月自立相談支援機関に対し提出してください。
- 4 賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方については、本給付金の受給期間中に収入が減少した場合、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、〇〇〇〇(自立相談支援機関)に申し出てください。
- 5 3 支給方法において、「支給決定者においてクレジットカードや納付書を使用する方法又は家賃債務保証業者が当該支給決定者に代わって賃料の支払いに係る債務の弁済を行う方法により、に支払われること、賃料が確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者を支払われることを条件として支給決定者に支給する。」が選択されている場合は、支給開始後、申請者が貸主等に家賃を支払ったことを証明する文書等の提出を自治体から求めることがあります。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、愛媛県知事に対し審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に愛媛県を被告として(愛媛県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日(行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 23 条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日。以下同じ。)の翌日から起算して 50 日(当該審査請求をした日から 50 日以内に同法第 43 条第 3 項の規定により通知を受けた場合にあっては、70 日)を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。